

特殊健康診断用化学物質一覧表

平成30年4月

別表

労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号)第十六条、別表第三 別表第六の二 ※最終改正:平成27年8月12日政令第294号
 特定化学物質障害予防規則(昭和47年9月30日労働省令第39号)別表第一、別表第二 ※最終改正:平成27年9月17日厚生労働省令第141号
 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年9月30日労働省令第36号)第一条 ※最終改正:平成26年11月28日厚生労働省令第131号

区分	記号	説明	例
製造禁止物質	[禁]	施行令第16条に掲げる製造等禁止物質のこと	[禁]1・・・施行令第16条第1号 黄りんマッチ
特化物	[特1]	施行令別表第3第1号に掲げる第1種特定化学物質のこと	[特1]1・・・施行令別表第3第1号 1 ジクロロベンジジン及びその塩
〃	[特2]	施行令別表第3第2号及び特化則別表第1に掲げる第2種特定化学物質のこと	[特2]1・・・施行令別表第3第2号 1 アクリルアミド
〃	[特3]	施行令別表第3第3号及び特化則別表第2に掲げる第3種特定化学物質のこと	[特3]1・・・施行令別表第3第3号 1 アンモニア
有機溶剤	[有]	指定令別表第6の2に掲げる有機溶剤等のこと	[有]1・・・施行令別表第6の2 1 アセトン
特別管理物質	○	特化則第38条の3に掲げる物質のこと	
特別有機溶剤等	○	特化則第2条3の3号に掲げる物質のこと	

#	番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	毒劇物	特記事項
1	[禁]1	黄りんマッチ					
2	[禁]2	ベンジジン及びその塩					
3	[禁]3	4-アミノジフェニル及びその塩					
4	[禁]4	石綿					
5	[禁]5	4-ニトロジフェニル及びその塩					
6	[禁]6	ビス(クロロメチル)エーテル					
7	[禁]7	β-ナフチルアミン及びその塩					
8	[禁]8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの					
9	[特1]1	ジクロロベンジジン及びその塩		○			
10	[特1]2	α-ナフチルアミン及びその塩		○			
11	[特1]3	塩素化ビフェニル	PCB				
12	[特1]4	o-トリジン及びその塩		○			
13	[特1]5	ジアニシジン及びその塩		○			
14	[特1]6	ベリリウム及びその化合物		○			
15	[特1]7	ベンゾトリクロリド		○			
16	[特2]1	アクリルアミド				劇物	
17	[特2]2	アクリロニトリル				劇物	
18	[特2]3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)				毒物	
19	[特2]3の2	インジウム化合物		○			
20	[特2]3の3	エチルベンゼン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
21	[特2]4	エチレンイミン		○			
22	[特2]5	エチレンオキシド		○		劇物	
23	[特2]6	塩化ビニル		○			
24	[特2]7	塩素				劇物	
25	[特2]8	オーラミン		○			
26	[特2]9	o-フタロジニトリル					
27	[特2]10	カドミウム及びその化合物				劇物	
28	[特2]11	クロム酸及びその塩		○		劇物	
29	[特2]11の2	クロロホルム		○	○	劇物	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
30	[特2]12	クロロメチルメチルエーテル		○			

#	番号	官報告示名	別名	特別 管理物	特別 有機溶	毒劇物	特記事項
31	[特2] 13	五酸化バナジウム				劇物	
32	[特2] 13の2	コバルト及びその無機化合物		○			
33	[特2] 14	コールタール		○			
34	[特2] 15	酸化プロピレン		○			
35	[特2] 16	シアン化カリウム				毒物	
36	[特2] 17	シアン化水素				毒物	
37	[特2] 18	シアン化ナトリウム				毒物	
38	[特2] 18の2	四塩化炭素		○	○	劇物	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
39	[特2] 18の3	1,4-ジオキサン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
40	[特2] 18の4	1,2-ジクロロエタン	二塩化エチレン	○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
41	[特2] 19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		○			
42	[特2] 19の2	1,2-ジクロロプロパン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
43	[特2] 19の3	ジクロロメタン	二塩化メチレン	○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
44	[特2] 19の4	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	DDVP	○		劇物	
45	[特2] 19の5	1,1-ジメチルヒドラジン		○		毒物	
46	[特2] 20	臭化メチル				劇物	
47	[特2] 21	重クロム酸及びその塩		○		劇物	
48	[特2] 22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)				毒物	
49	[特2] 22の2	スチレン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
50	[特2] 22の3	1,1,2,2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
51	[特2] 22の4	テトラクロロエチレン	パークロロエチレン	○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
52	[特2] 22の5	トリクロロエチレン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
53	[特2] 23	トリレンジイソシアネート					
54	[特2] 23の2	ナフタレン		○			平成27年法改正により追加
55	[特2] 23の3	ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)		○			
56	[特2] 24	ニッケルカルボニル		○		劇物	
57	[特2] 25	ニトログリコール					
58	[特2] 26	p-ジメチルアミノアゾベンゼン		○			
59	[特2] 27	p-ニトロクロロベンゼン					
60	[特2] 27の2	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)		○		毒物	ヒ素
61	[特2] 28	弗化水素				毒物	フッ化水素
62	[特2] 29	β-プロピオラクトン		○			
63	[特2] 30	ベンゼン		○			
64	[特2] 31	ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム塩	PCP	○		劇物	

#	番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	毒劇物	特記事項
65	[特2]31の2	ホルムアルデヒド		○		劇物	
66	[特2]32	マゼンタ		○			
67	[特2]33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)					
68	[特2]33の2	メチルイソブチルケトン		○	○		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
69	[特2]34	沃化メチル				劇物	ヨウ化メチル
70	[特2]34の2	リフラクトリーセラミックファイバー	RCF				平成27年法改正により追加
71	[特2]35	硫化水素				劇物	
72	[特2]36	硫酸ジメチル				劇物	
73	[特2]37	エチルベンゼン、クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次(右)に掲げるものを除く。 (略)					
74	[特3]1	アンモニア				劇物	
75	[特3]2	一酸化炭素					
76	[特3]3	塩化水素				劇物	
77	[特3]4	硝酸				劇物	
78	[特3]5	二酸化硫黄					
79	[特3]6	フェノール				劇物	
80	[特3]7	ホスゲン				劇物	
81	[特3]8	硫酸				劇物	
82	[有]1	アセトン					
83	[有]2	イソブチルアルコール					
84	[有]3	イソプロピルアルコール					
85	[有]4	イソペンチルアルコール	イソアミルアルコール				
86	[有]5	エチルエーテル					
87	[有]6	エチレングリコールモノエチルエーテル	セロソルブ				
88	[有]7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	セロソルブアセテート				
89	[有]8	エチレングリコールモノ-n-ブチルエーテル	ブチルセロソルブ				
90	[有]9	エチレングリコールモノメチルエーテル	メチルセロソルブ				
91	[有]10	o-ジクロロベンゼン					
92	[有]11	キシレン				劇物	
93	[有]12	クレゾール				劇物	
94	[有]13	クロロベンゼン					
95	[有]14	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)へ移行					クロホルムのこと。
96	[有]15	酢酸イソブチル					
97	[有]16	酢酸イソプロピル					
98	[有]17	酢酸イソペンチル	酢酸イソアミル				
99	[有]18	酢酸エチル				劇物	
100	[有]19	酢酸n-ブチル					
101	[有]20	酢酸n-プロピル					
102	[有]21	酢酸n-ペンチル	酢酸n-アミル				
103	[有]22	酢酸メチル					
104	[有]23	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)へ移行					四塩化炭素のこと。
105	[有]24	シクロヘキサノール					
106	[有]25	シクロヘキサノン					

#	番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	毒劇物	特記事項
107	[有]26	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					1,4-ジオキサンのこと。
108	[有]27	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					1,2-ジクロロエタンのこと。
109	[有]28	1,2-ジクロロエチレン	二塩化アセチレン				
110	[有]29	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					ブフロロメフのこと。
111	[有]30	N,N-ジメチルホルムアミド					
112	[有]31	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					スチレンのこと。
113	[有]32	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					1,1,2-テトラクロロエタンのこと。
114	[有]33	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					テトラクロロエチレンのこと。
115	[有]34	テトラヒドロフラン					
116	[有]35	1,1,1-トリクロロエタン					
117	[有]36	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					トリクロロエチレンのこと。
118	[有]37	トルエン				劇物	
119	[有]38	二硫化炭素				劇物	
120	[有]39	ノルマルヘキサン					
121	[有]40	1-ブタノール					
122	[有]41	2-ブタノール					
123	[有]42	メタノール				劇物	
124	[有]43	削除 特定化学物質(特別有機溶剤)に移行。					メチルイソブチルケトンのこと。
125	[有]44	メチルエチルケトン				劇物	
126	[有]45	メチルシクロヘキサノール					
127	[有]46	メチルシクロヘキサノン					
128	[有]47	メチル-n-ブチルケトン					
129	[有]48	ガソリン					
130	[有]49	コールターナフサ(フルヘントナフサを含む)					
131	[有]50	石油エーテル					
132	[有]51	石油ナフサ					
133	[有]52	石油ベンジン					
134	[有]53	テレピン油					
135	[有]54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)					

有害ガス(歯科検診対象)		
200		塩酸
201	[特3]4	硝酸
202	[特3]8	硫酸
203		亜硫酸
204	[特2]28	弗化水素
205	[禁]1	黄リン
206		その他歯又はその支持組織に有害な物